

令和7年度働きやすい職場認証制度（運転者職場環境良好度認証制度） 取得助成金交付要綱

一般社団法人 栃木県トラック協会

（目的）

第1条 この要綱は、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）の定めた「働きやすい職場認証制度」（以下「本制度」という。）交付要綱に基づき、一般社団法人栃木県トラック協会（以下「栃ト協」という。）の会員事業者が、運転者不足に対応するための総合的な取組の一環として本制度の認証取得（新規認証または継続認証）をした場合、その費用の一部を助成する。

（助成対象事業者）

第2条 助成対象事業者は、栃ト協の会員事業者（栃木県内本社の実業者に限る）であり、令和7年3月1日（土）から令和8年2月28日（土）の間に新規（上位）認証取得または認証継続（審査に合格）し、認証取得に係る費用（登録料）を負担した事業者とする。
但し、県外本社の実業者の栃ト協会員事業者であっても、県単位での申請（栃木県内の営業所のみ申請）、認証を受けた場合にあつては、助成対象事業者とする。
上記期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で終了する。

（助成交付額）

第3条 助成金の交付額は、以下の通りとし、1会員事業者（栃木県内本社の実業者に限る）につき、年度1回の交付申請とする。

- ① 新規認証取得（上位認証取得を含む）にかかる登録料の総額に対し、上限3万円を助成する。
- ② 同位認証継続にかかる登録料の総額に対し、上限2万円を助成する。

（助成金の交付請求）

第4条 会員事業者が助成金の交付を受けようとする場合には、別紙「働きやすい職場認証制度（運転者職場環境良好度認証制度）取得助成金交付請求書」に必要事項を記入、押印の上、令和7年3月1日（土）から令和8年2月28日（土）の間に発行された次の①～④を添えて栃ト協へ請求することとする。精査確認の上、適正と認めるときは会員事業者へ助成金を交付する。

- ① 認証機関から発行される「登録証書」（写）
- ② 認証機関から発行される登録料の領収証等（写）
- ③ 運転者職場環境良好度認証制度審査申込書（様式 A）（写）
- ④ 本申請にかかる本社・営業所一覧（様式 B）（写）

（助成金の交付取り消しと返還）

第5条 会員事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、栃ト協は助成金の交付を取り消すことができるとともに、栃ト協の助成事業のすべてに係る申請は、原則として当分の間、受付及び交付決定を行わないものとする。

- ① 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合
- ② 前条に基づく提出書類が提出されない場合または提出書類に不備がある場合

- ③ その他助成金の交付内容若しくはこれに付した条件、又は本要綱及び実施要領に違反した場合
- 2 前項の場合において、当該取り消しに係る助成金が、既に会員事業者へ交付されているときは、栃ト協は会員事業者に対し、期限を定めて返還を求めることができる。

(雑則)

第6条 栃ト協は、会員事業者に対し助成に関して必要な報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、栃ト協が別に実施要領を定める。

(附 則)

本要綱は令和7年4月1日より施行する。